

# 合併特例区協議会のとりくみ

## 平成22年度 第11回 富合町合併特例区協議会

開催日:2月9日(水) 場所:富合総合支所 大会議室

- 協議 1. ①富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部改正について  
②富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部改正について  
平成 23 年 1 月 27 日の熊本市特別職報酬等審議会の答申により給料月額ならびに報酬月額を 0.24%引き下げる事を同意。

その他 「都市計画」について協議

## 平成22年度 第4回 富合町合併特例区協議会臨時会

開催日:2月16日(水) 場所:富合総合支所 大会議室

協議 1. 平成 22 年度富合町合併特例区一般会計補正予算(第 1 号)について

協議 2. 平成 23 年度富合町合併特例区一般会計予算について

両内容について協議し同案を同意。

※予算については市議会終了後に詳しく掲載します。

その他 「富合駅・駅前広場オープニングセレモニー」について説明を受けました。

## 政令指定都市について 熊本市には「5つの行政区」ができます。

熊本市は平成 24 年 4 月 1 日の「政令指定都市」移行に向け準備を進めています。2 月 8 日に説明会が実施されましたが当日参加は 30 数名でした。当日の内容を中心に、私たちの身近な暮らしにどのように反映されるのかをまとめました。

### 政令指定都市とは…

地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の規定により、政令で指定された都市。人口要件は合併を経ることを条件に「70 万以上」です。熊本市は平成 22 年 3 月の合併によって 73 万人となり、人口要件を満たしました。特例として、区制の施行があります。行政区の設置により、区役所を拠点としたきめ細かい市民サービスが提供できるようになります。また、保健・福祉、教育、都市計画・土木等、県が行っている事務についても、市が主体的に実施することが出来るようになります。

熊本県と熊本市は平成 22 年 10 月 26 日に事務権限移譲に関する「基本協定書」を締結。  
熊本県から 303 事務 1,482 項目が移譲されることになりました。

現在、政令指定都市は19都市。熊本市は九州で3番目、全国で20番目の政令市を目指します。

最近の指定都市は ・相模原市(神奈川県平成22年4月) ・岡山市(平成21年4月)

九州の指定都市は ・北九州市(昭和38年) ・福岡市(昭和47年)

他の指定都市 ・札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・新潟市・静岡市  
・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市・広島市

### 政令指定都市になると、どんな効果があるのでしょうか？

#### 都市ブランドの向上

- ①全国的・国際的知名度の向上
- ②情報収集力・情報発信力の向上
- ③地域産業の振興、企業進出や雇用創出、重要プロジェクトや国際的イベント・会議の開催による経済や産業の活性化

#### 権限・財源の拡充

- ①県からの事務権限・財源の移譲
- ②地域の実情や市民のニーズに合ったサービスの提供
- ③事務の効率化・スピードアップ
- ④熊本都市圏や熊本県をけん引するにふさわしい都市基盤の充実
- ⑤魅力的なまちづくりに向けて総合的・主体的な事業の推進

#### 区役所の活用

- ①市内 5 箇所区役所の設置・活用による市民の利便性の向上
- ②同じ建物内にある福祉事務所と連携したきめ細かな市民サービスの提供
- ③地域の個性や特性を生かしたまちづくりの推進
- ④区民会議(仮称)の活用による身近な市政の推進